

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367  
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

「二〇〇三年四月に」原職復帰!

矢田 昌三……2

神戸市では一万五千人が非該当に! ……………3

—さらなる老人医療改悪の攻撃—

いじめ・不登校の原因は ……………5

—B市立Q小学校における暴力・いじめ事件の経過(一)—

オランダモデルと日本的ワークショップ(一) 編集部……11

俳 句 田島 省三……14

読者からのおたより ……………13

# 旬刊 社会通信

NO. 821

二〇〇一年二月一日号

二〇〇一年二月一日発行  
(毎月一日・二日・三日三回発行)

「二〇〇三年四月に」原職復帰!

「JRに法的責任あり 国鉄闘争勝利全国交流集会」が、一月二十五日から二六日の両日、神奈川県湯河原市で開催されました。全国から約一〇〇名をこえる者が参加し、熱い討論と交流が交わされました。私も大分から参加することができましたので、この交流会の様子を報告します。

交流会では最初に、「闘う闘争団」事務局より、①この闘いを今日的な社会問題に押し上げること、②政府とJRの責任を追及し早期全面解決をめざす今後の闘いのあり方という視点から、交流会としての基調が提起された後、「四党合意をめぐる国労内の現状について」と「新たな裁判闘争の取り組み意義について」という報告がありました。

このことに加えて今後の裁判闘争に関して、新たな裁判闘争となる鉄建公団訴訟の構図と意義について加藤弁護士から、ILO闘争における条約勧告適用家専門員会への意見書具申について佐藤先生から、補足の説明がありました。

この後、二日間を通じて、各地域での取り組みと今後の組織・運動づくりに関して、三名の発言を通して討論を行いました。

このなかでは、「新しい結集体を作っていく必要がある」、「闘う労働者の団結を取り戻したい」、「企業内組合運動の限界を晒している」といった意見が出されました。とくに、「国鉄闘争は、一五年かけて振り出しにもどった。この一五年の闘いの蓄積をどのように生かしていくのかということと、食い荒らしてきたもの（欠陥）をどう克服していくかが大事だ」という指摘は、現在の国鉄闘争の現状と進むべき道筋を暗示していると感じました。

交流会は最後に、座長から「四党合意は破綻したという確認をした。今回の基調に基づき闘う。新たな裁判闘争を通して、四党合意の枠組みを変えていく。二〇〇三年三月三十一日の解決に向けて、中央組織をそれに対応できるようにすること、地方の闘いにおいても本当の意味で『人と金』を作っていくことが重要だ」とする二日間の集約を受け、閉会しました。

この二日間を通して強く感じたことは、国鉄闘争が、この一五年間を通して背負わされてきた役割が、この基調でも提起された「今日的な社会問題」のなかで、皮肉にも立証されたということでした。「解雇ルール」の法制化という規制緩和こそ、たどり着いた一つの結論だという気がしました。だから逆に、未来を開くことができるかということ、今の国鉄闘争が問われていると言えます。

また、「四党合意の枠組みを変える」ということや「新しい結集体の創設」ということ、企業内組合を越えた地域での闘いの拡大といったことのためには、「失われた一〇年」に対する私たちの厳しい総括と、今後の「失業とリストラの一〇年」への明確な闘う方針が必要であることを痛感しました。

最後に、「二〇〇三年四月にJRに復帰する」、この闘争団員の決意が、この交流会の結論でした。

(大分県『国鉄闘争に連帯する会』事務局長 矢田 昌三)

## 神戸市では一万五千人が非該当に！

—さらなる老人医療改悪の攻撃—

### 反対の声を無視し基準引き下げ

二〇〇一年七月から、六五歳以上の老人医療費助成制度の所得制限額が、総所得三七八万円から合計所得一四五万円に引き下げられ、六五歳以上の対象者の四割が非該当とされました。対象者の約八割、六万七三〇〇人が該当していましたが、そのうちの一万五二〇〇人が非該当となつてしまいました。それは、従来からの運動の積み上げによって、神戸市では県基準を上回る独自基準二七八万円としてきたものを、今回は県基準一四五万円一本で処理してしまったからです。

神戸市長に所得制限を強化せず、従来からの独自基準を維持するよう、要望署名を提出しましたが、財政危機を理由に、無視されてしまいました。

### 二〇〇三年七月にも大改悪

さらに、二〇〇三年七月には、市民税非課税（一二五万円以下）に引き下げる予定になっていました。そうなれば、対象者の半分以上が非該当になってしまいます。

そうした状況にくわえて、小泉構造改革の具体化として、医療制度改革試案が九月二五日発表されました。その内容は、老人医療は七五歳からとし、一部負担金は一割負担、高所得者二割負担、七五歳までは二割負担とするなど、さらなる改悪が提起されています。

### 老人医療制度とは？ 老人医療・福祉医療・保険医療は連動している

老人医療制度は、年令で大きくふたつの区分に別れます。七〇歳以上は、国の法律で老人保健法（老健）の適用となり、六五歳からは、県・市の条例で老人医療助成制度（マル老）の適用となります。その内容はほぼ同じで、七〇歳以上の老人保健法の制度を前倒しで、実施していると理解していただいて間違いありません。

老人医療制度は、一九七〇年代の住民運動・革新自治体の老人医療無料化の取り組みのなかで制度化されてきました。そうした革新自治体を先頭にしての、全国的な老人医療無料化運動の大きな流れのなかで、一九七三年に七〇歳以上の老人医療無料化の、法制化を実現しました。

県・市の対応は、七〇歳を順次引き下げ六五歳とし、所得制限を緩和するなどの措置をとり、国の制度に上積みと前倒しを実施し、六五歳からの無料化を実現しました。

こうした取り組みに連動して、福祉医療といわれる、乳児医療・身体障害者医療・母子医療などの無料化があいついで制度化されてきました。また、健康保険にも、高額な医療費負担があった場合の、高額療養費制度が新設されました。

このように、老人医療制度は、単に老人だけの問題ではなく、重い医療費負担を軽減させる運動とともに前進してきたのです。しかし、一九八〇年代入ると第二臨調・行政改革攻撃のなかで、老人医療費の増高が標的にされ、老人保健法の施行により、無料制から一部負担金が導入されました。そして、その一部負担金は、はじめは少額であったものが、一九九〇年代には毎年のように引き上げられ、外来では日額五三〇円（五回目から無料）、

入院では月額三万七二〇〇円になりました。

こうした、老人医療の負担と同様に、健康保険本人負担二割・家族三割、薬剤費の一部負担、入院時負担金の導人など、医療費負担が重くされてきました。

二〇〇一年一月から、老人医療に一割負担が導入されました。そして、七月から所得制限の強化の実施です。そして今、健保本人負担三割、ボーナスからも保険料徴収、高額療養費の上限引き上げなどの改悪案が提起され、さらに、福祉医療の改悪も企図されています。

### 「猛烈な痛み」を押しつける医療制度改革

小泉構造改革の具体化として、九月二五日厚生労働省は、医療制度改革「試案」を発表しました。その内容は、「痛みをとまなう改革」の名のとおり、いや、それ以上に「国民に猛烈な痛みを押しつける」ものとなっています。

健保本人負担三割、ボーナスからも保険料徴収、高額療養費の上限引き上げ、老人医療は七五歳からとし、一部負担金は完全一割負担、一日八〇〇円、五回目からは無料も廃止。七五歳までは二割負担、規制緩和で営利医療・競争原理の導入など、改革という名の大改悪案が示されています。

「老人医療制度を守る連絡会」は、二〇〇一年七月からの老人医療費助成制度の改悪内容を、広く市民に訴え、その改悪を阻止したいと考え取り組みをはじめました。

事務局を「ろっこう医療生活協同組合」とし、「新しい神戸をつくる市民の会」などの団体と、「賛同する個人」で老人医療制度を守る連絡会を急ごしらえて立ち上げ、五月から老人医療助成制度改革反対署名を取り組みました。準備期間が短くて、十分な取り組みとはなりませんでしたが、約二〇〇〇名の署名を集め、神戸市長と兵庫県知事に提出しました。

とりわけ、従来からの運動の積み上げによって、神戸市では県基準を上回る独自基準を設け、対象者の八割を該当させていたことから、その独自基準をまもり、所得制限を強化しないように神戸市長に要請しましたが、財政危機を理由にして、改悪が強行されてしまいました。

### 「老人医療制度を守る連絡会」を本格的組織に

その結果、四割の人達が非該当とされ、それまで該当していた一万五千人もの人達が非該当とされてしまいました。さらに、二〇〇三年七月には、所得制限がさらに強化され、市民税非課税（一二五万円）とされる予定になっています。そうなれば、対象者の半分以上が非該当になってしまいます。

こうした状況にくわえて、九月二五日の厚生労働省医療制度改革試案です。このような老人医療に対する攻撃をはねかえし、老人医療制度を守るために、急ごしらえの会を、本格的な組織にして行きたいと考えています。

そのために、賛同していただける多くの団体、個人の参加と協力をえて、当面の取り組みとしては、小泉構造改革・医療制度改革批判の学習会を一月八日に開催します。そして、連絡会として創意工夫をこらしながら、医療制度改革反対・老人医療制度改革反対の取り組みを進めて行きたいと考えています。

# いじめ・不登校の原因は

—B市立Q小学校における暴力・いじめ事件の経過(一)—

いじめ、不登校について聞くことはおおい。しかし、その原因を深く追求することなく、いつの間にかウヤムヤにされてしまう。

本誌読者から、読者が直面していらっしやる、不登校、いじめについての詳細な記録が送られてきた。学校教育のあり方に教えさせられるところが多い。本誌の読者の中には、この問題で悩んでいらっしやる方は決して少なくないと思われる。

(編集部)

## 発端

一九九七年秋 甲(乙丙の息子)がQ幼稚園年少組で、S君から甲の友達に命じて弁当のおにぎりを取らせ、それにあきたらずS君自ら甲の弁当のおかずを取りにきてこぼし、甲が不登園になった事件が発生。園長先生が直ちに指導して、甲宅にS君と両親と担任を連れて訪問され、S君とその両親を謝罪させ、S君を一週間程度の登園停止処置を取られた。甲は特に弁当の時間をいやがったが、一ヶ月位母親が付き添い、通常登園に戻った。担任はS君が大きな積み木を独り占めしていることを公認していた(事件前の参観時)。

## 再び

二〇〇一年四月 甲が三年一組所属となりS君と三年ぶりに同じクラスとなる(以下発生する事件は幼稚園からの申し送りークラスを別にする)があつたにもかかわらず甘く見ていた小学校側の責任である)。

一学期中 甲が「遊び係」となり、S君らから、自分たちの気に入らない「遊び」を提起されたとして、暴言をはかれ「係」の仕事がうまく進まなくなる。

これに関し、担任のK教諭が授業時間にクラスで話をしたり、学級通信を発行したり、保護者懇談会でも議論される。

一学期末 学校の決めた「朝遊びの時間」に、S君がその時間にやってはならないことをしていたので、「係」の甲がS君に注意したところ、S君がそれに反発し、取っ組み合いになりS君から甲が肩の部分に、衣類を通して鉛筆で三箇所突き刺される。甲もS君の足を蹴る。

その後、教室に来て甲が泣いているのを見たときK教諭が言われたが(九月の甲宅家庭訪問時の話)、その時K教諭はそのまま授業を始めたという。

その後、甲の母親(丙)が夜甲と入浴中に肩の中の鉛筆の芯を発見し、質問して事実を掌握する。

翌日 丙が甲を連れてS宅に行き、S君とその母親との四人で話した。そこでS君のお母さんが「傷を見せて」と甲の肩のまだ入っていた鉛筆の芯を現認した。また、丙が「甲もS君を蹴ったようですみません。足見せて。どうもないかしら」と言ったら、「うちはなんともないからいいわよ」とS君のお母さんに言われた。そこで、「両方とも悪かったんだからあやまりなさい」と母親が言い、子供二人「ごめんなさい」をした。

数日後 甲が友達から借りたテレビゲームの攻略本を持ってS君宅に遊びに行く。S君が攻略本を取り上げるので返してと甲がいい、本の取り合い、ひっぱりあいとなり、本を破く。その際、S君が甲の腹をなぐる。ふだん泣かない甲が大きな声で泣いて帰宅した。

その後 丙が甲に事情を聞き、またS君宅前でS君とその母親対甲と丙で話し、「二人ともあやまりなさい」と母親が言ったが、甲はあやまらなかつた。家に帰って来る時「おなかをなぐられた」と、甲が丙に言った（話し合いの時にS君の母親が本代半分弁償しませんでしたと言ったが、丙は断つた）。

その後 甲はそれまで活発に行き来していた複数の友人との遊びをぱったりやめた。

### 不登校

一週間後 夏休みが始まる。近くに住んでいる温和なO君と二度遊ぶ。

夏休みの終わりの夜に一二度、甲が近所のA君を誘い花火をした。そのときA君からS君を誘っていいかと言われ了解した。

それ以外、いっさい夏休み中甲は友達と遊ばなかつた。

九月一日 二期期の初登校日―甲が登校をぐずるので自動車で学校に連れて行き、父親・乙が下足箱に連れて行くも抵抗し、先生の力も借り、目の前の保健室にかるうじて入れる。以降、母親付き添いで一週間位保健室登校、その後三年生の教室脇のオープンスペース登校一週間位、以後不登校に。

九月〇日 甲がクラスメートに「甲はする休みしているのか」と言われる。

九月〇日 K教諭甲宅訪問―甲は両親にもずつと不登校の理由を語らず。K教諭に二応、Sの鉛筆の芯刺し事件とゲーム攻略本を破られた事件を乙から報告した。

九月二〇日 乙が休暇を取り、丙と甲を連れ、「こどもの国」に行く。ウィークデーのため広い芝生でのびのび遊び、室内で卓球などもして遊ぶ。夜、寝室で甲が母親にずつと口を開かなかつたクラスや友達のことを話し始め、一学期中「遊び係」でしんどかつたことがわかる。

### 相談

九月二七日 カウンセラーのI先生に乙・丙がQ小学校校長室でカウンセリングを受ける。そこでI先生より「衣類の上から鉛筆が突き刺さるように三箇所も刺されたのはたいへんな暴力だ。特に後ろから刺されるというのが、すごい恐怖心を与える。甲君の不登校はそれに対する抵抗であり、よく頑張つたとほめてあげなければならぬ」と指導を受ける。

また、「こんな事件があつたのに両方の家で解決してしまつたのが今日の事態を招いている。すぐに担任に伝え、学校の責任で事実を明らかにし、解決すべきだった。」と言われ、幼稚園であんなことがあつたが仲良くしたほうがいいと内内で済ませた甘さを反省させられた。

### 面談

一〇月三日 Q小学校校長宛要請書提出

一〇月〇日 担任K教諭と保健室・N教諭が甲宅訪問―乙が「甲の授業を受ける権利は

どうなるんですか」と言ってから、K教諭の週一時間弱の国語と算数に限った甲宅での甲への授業開始。今まで二〜三回。

一〇月一三日 Q小校長が甲宅訪問―要請文書の内容を説明し、「検討して返事する」約束で帰られる。その後、校長から返事なし。

(この日、ある祭りで「甲は不登校の子が行ってる所に行っている」といううわさが流れていたという)

このころ、丙と甲がB市の「教育相談センター」訪問一回。

一〇月一八日 A心療内科を甲とその両親で初受診し、甲は医師に「S君はいや。(本の取り合いのとき)自分は手を出さなかったのにS君は出した」と涙を流して両親の前でも初めて語った。A医師からは甲に「Sには近づくなよ」と言われた。

一〇月二三日 乙から申し入れて、Q小校長室で校長・K教諭と乙・丙で面談。甲がS君が登校しない学校なら行く気になっているので、相手を説得して欲しい、今日中の要請書への文書回答を欲しいと要望。乙が「この事件はいじめでしょうか?」と言ったら、K教諭が『いじめ』とは、集団で、繰り返し、長期にわたって云々という定義があるので、『いじめ』ではない」と答え、同席した校長も否定せず。また「Sのクラス替え」は「両方の保護者と当事者が賛成すれば可能かもしれない」と校長答弁。

夜―校長よりのFAXが甲宅に入る。

一〇月二四・二五・二六・二九日 甲が保健室に登校し(両親または両親のどちらかが付き添い)、卓球やトランプを先生と一緒に遊ぶ。卓球場行きの時は母親が離れることも。S君は学校の指導で欠席。

一〇月三〇日 甲、体の疲れで欠席。

一〇月三十一日 甲が朝夕の連絡するも、欠席が長引いてはいけなないと母親が甲を連れて登校したら、S君が登校していた(十一月二日以降S君はふだんどおり登校のもよう。

十一月五日のみ「病休」?)。そのため帰宅し、乙がB市教育長宛要請書を同市学校教育課に提出し、M課長補佐とH指導主事と面談。要請事項は検討し、※と※※は乙の言う通り(この事件はいじめである、病欠ではなくいじめによる不登校)なので指導すると返事。

## いじめ

一 一月一日 Q小校長より何度も両方の保護者どうしで話をするように言われていたの  
で、丙がSさん宅に手紙を投函(チャイムは鳴らさず)。

甲はS君の登校してこなかったこの日「ならし登校」し、翌日からはS君が登校しているため欠席している。

一 一月二日 丙がSさん宅に電話しても出ないので自動車ですべていって、車を降りSさん宅前でS夫妻と二対一で話し。丙が「甲を元に戻してください」と言ったら、S君の父親は「うちの子のいうことを信用する。証拠でもあるのか。うちの子にも登校する権利がある。もう五日も休んだ。もうちゃんと登校さす。あんたんとこの子も蹴ったやろ。そんなん言うんやったら、なんで(夏休みに)花火して遊ばせたんだ。幼稚園のときのことがあるから(むしろ)怖かったんや。(妻は)一睡もしてないし、Sもああ見えてもデリケートなんや」と。S君の母親は「クラス替えということではだめですか。こちらからいいます。(登校停止は)子供にいつまでっていうこととはできないんですか」といった。丙

は「うちは何ヶ月かかるか何年かかるかわからないんですよ」と答えた。

その夜 Q小校長に乙が電話で「いじめ」であることの指導（S君の父親に対し）を申し入れ了解を得る（Q小校長はこのとき初めて今回の事件はいじめであることを乙側に認めた）。

一月四日 夜、Q小校長から乙が電話で（一一・三〇四の）Sさんの両親との話の結果を聞く。「明日以降、S君は登校するがその母親も登校し、自習時間は母親が見て、授業中は別室に控えておく。なお、お父さんと明朝来てもらい話す」とのこと（ただしS君のお母さんの小学校での監督はその後実施されず）。

一月五日 朝、甲は頭痛がするとO医院に診察を受け、「ストレスによる頭痛」と診断。その後、母親と保健のN先生に欠席の挨拶に行き、N先生から「S君が隣のクラスに行ってもらっていいか？」と聞かれ、「うん」と答えた。以降、甲は欠席。

甲と丙が自宅に帰ってから、丙が聞いた甲は「S君が同じクラスにいたらイヤ」と。そして「S君が隣のクラスに行ったら教室に行けそうか」と丙が聞くと、甲は「うん」と答えた。そして、子供たちに話をする事（S君のいじめで休んでいて、S君に隣のクラスに行ってもらったこと）を、甲も希望した。

夜、Q小校長より乙に電話あり、「今朝S君の父親に来てもらい、この事件はいじめであることを言い、了解をさせた。（この日口頭で乙から）要請のあった教室での時間中の一人授業は出来るように検討する。S君のみのクラス替えは懲戒・報復になるのでやらない」と。なお、「S君のお母さんは体を悪くされ、S君も胃を悪くされて病院に行き本日欠席された」とのこと。

一月六日 丙がQ小に行き、S君が元気に挙手し、活発に体操し、給食でカツを御替りまでしようとする様子を見た。一月二日夕方時の話し合いでS君の父親から「証拠でもあるのか」と言われたことと、前夜の校長の裏づけも取らない話が念頭にあったので、体育館で跳び箱するS君の様子などを写真に撮った。校長の話どうりのS君の様子であれば、写真撮影は不要であった。

一月七日朝、Q小校長より丙に電話あり。今日も学校に来るなら校長室に来てほしい、なぜなら名札をつけてほしい、保健室ならNが知っているのでもいい、と。「K先生も知っています」と言ったら、保健室でもつけてもらうなどの話。丙が「一番傷ついた者を助けてあげないといけない。今の状態では甲に『あんたは正しかった』言えない。やったもん勝ちになる」と言うと、「甲君は正しかった。が、学校としてやれることやれないことがある」などなどの話。

## 回答と会談

午後三時半～五時一〇分 B市学校教育課より要請事項に回答したので来てほしいと言われ、教育委員会会議室で会談。同課・T主幹とH主事、乙・丙で話。

Q小学校の校長・K教諭がいじめの古い定義しか知らず、一月二日にようやく市の指導で、今回の問題は乙にいじめであると答えたこと、二ヶ月もたっているので学校の責任で犯罪であるいじめ撲滅のためきちんと早急に対処することを重ねて乙から申し入れ。T主幹は国もはつきりと言っているが、いじめられた方がいじめだといったらいじめだ、早急に学校と協議して解決すると答弁。必要があれば学校の話し合いに出て行くとも話した。





つた。また校長は「カウンセラーに私たちは聞いたりすることはありません」と。  
一月一〇日一二：一五〜一二：四五、A心療内科で二回目の受診。高所恐怖症の人を高所にやったらいけないのと同じで、Sの近くに甲をやってはいけない。ショック療法もあるが、今それをするのは危険だ。必要なら診断書や意見書を書く。

## 電話

一四：三〇帰宅時の留守録と一七：五二にQ小PTA会長から乙に電話。

「お預かりした文書（乙が校長と市教委に出した文書）は、預からないほうがいいと副会長が学校側から言われたのでお返しします。内容は見させてもらったし、詳しくご近所の人からも聞いて承知しています。お話をいただいたことはありがたかった。今日、明日の懇談会を前に学校で話をされているのではないですか。明日の懇談会でいい方向に解決することを願っています。」と。

乙「今日学校でというのは何も聞いていません。学校側宛の文書だけではないのに、そんなことを学校がいうのはおかしい」

会長「そうですね」

一月一日 二〇：〇〇（一九：三〇開始予定の三者協議には市教委欠席のため乙加せず自宅にいた）にQ小校長から電話。

校長「懇談会の前にお話しておきたいと思ったんですが」

乙「市教委は来られるんですか」

校長「この前お話ししたように、市教委は今日は来ません」

乙「I先生の問題があるので、それはこちらの要望の根拠の一つなのでぜひ市教委に来てもらわないと話ができない」

校長「わかりました。今日はこれで電話を切らせてもらいます」

一月二日 一〇：五八自宅にQ小校長から電話。

校長「甲君の様子はどうですか」

丙「本人が学校に行きたくないというので、自由にさせている。朝、本人に聞いたら『休む』と。ごたごたがきちんと解決してからやったほうがいい。』

校長「水曜に懇談会を開く。九月に入ってから甲君の様子について触れさせてほしいが、これは言ってほしくないこととありますか」

丙「うちはまずいことは何もありません。事実をきちんと話していただければいいです。三者協議はないんですか」

校長「三者協議は、もたせていただく。市教委に行つてその辺の話をしてきたい」  
丙「三者の結論を持つていくのならばいいが、皆さんの意見を言ったら収拾つかなくなるのではないですか」

校長「それが結論となることはない。今、保護者の中で、いろんな憶測があるので。懇談会によってどうこうとは学校は思っていない。正確にお伝えしようと思っているが、それは違うのではないかというのなら、この場でお話いただきたい。」

一五：〇〇 K教諭が自宅へ「個人授業」で訪問。丙が断ると、「名前間違つてすみません」と。

一月一三日 丙、A心療内科で診断書を受取る。病名「急性ストレス障害」。(つづく)

## オランダモデルと日本のワークシェアリング（一）

### 首切り・失業は現代社会の「疫病」

文明の発展と医学の進歩は、これまで不治の病とされたさまざまな病気を征服してきました。しかし、近代文明は新しい「疫病」を生み出しました。失業という社会的疫病です。近代文明社会、資本主義的生産システムは営利・価値増殖を至高の目的とする社会体制です。資本主義社会での全能の神は資本です。資本家（経営者・管理職）は、資本という神に仕える「神官」として、価値増殖に全力を傾注します。利潤の源は労働力の価値増殖機能に発する搾取、そしてさらなる搾取強化です。搾取は新たな技術の採用による生産性向上、安い労働力の採用、長時間・ただ働き労働による賃金率の低下等からもたらされます。資本家間の競争、労働者間の競争、さらには総資本と総労働の間での競争が、資本の価値増殖に大きな影響を与えます。

資本主義社会では「完全雇用」は例外で、失業が一般的です。生産手段が新たな技術を採用することによって、労働力の採用はそれだけ手控えられることになるからです。近代技術の粋をつくした工場には、労働者はほとんどおりません。工場はロボット化、自動化されてしまっているのです。ですから、一九七〇年代以降、ヨーロッパ諸国、アメリカでは失業が「構造化」し、失業先進国となったのです。ですから、そこでは「どう雇用をつくるか」、「仕事を分かち合うか」が、経済的社会的のみならず政治的にも大問題になったのです。

### 首切り攻撃は全面的かつ「構造的」

失業という社会的疫病は一九九〇年代以降、「完全雇用」を誇った日本に急速に伝染しました。八十年代後半から始まったバブル経済の破裂による不況の長期化が大きな要因の一つであることはいうまでもありません。しかし、「これから日本の失業問題は「構造的」要因と世界的な競争、さらには政府・財界のリストラと表現される首切り策、行政改革・規制緩和による国営企業の民営化策が相まって、「5%台失業はまだ入口」「これから格化」の状況にあります。

構造的要因としてはME・IT革命による資本の有機的組成の高度化で、熟練労働が次々と旧くさくされていくことです。技術革新のスピードの速さも失業者をふやさずにおきません。技術は約十年で旧くさくされます。習得した技術はすぐ陳腐化します。新しい技術に対応する教育・訓練はこうして常に後追いとなり、就業機会は失われつづけます。政府や財界はこうした構造的失業を「労働力のミスマッチ」と片づけていますが、失業問題の根本は、このようにしか発展できない資本主義体制の矛盾にあるということです。

資本間の利潤競争はこれら「構造的失業」の矛盾をさらに拡大せずにはおきません。まず資本の海外移転です。日本の製造業では海外生産比率が二三%をこえました。電機産業などでは国内の工場を全廃し、生産をすべて海外に移すこともけっして珍しいことではなくなっていました。この背景には安い労働力・税制・環境等のコスト軽減をめざす衝動があります。企業・産業をこえた集中・合併運動も同様です。こうして、国内に「働く

場」がなくなってしまう。

加うるに規制緩和、不良債権処理がありますし、行政改革による市町村合併、財政投融資計画見直し、特殊法人・郵政民営化、公務員制度改革がからむのですから、失業率は強い風にあおられタコが上空に舞い上がるような勢いで急上昇せずにはいないのです。

### 「失業先進国」アメリカとヨーロッパ

「失業先進国」はヨーロッパ諸国とアメリカです。失業・雇用政策で「豊かな」経験をもつゆえんです。しかし、アメリカとヨーロッパの政策は根本的に違います。労働運動、そして社会政策を形づくってきた歴史的背景が異なるからです。アメリカでは労働者政党がありませんが、それに対し、ヨーロッパでは労働組合を支持基盤とする労働者政党が二〇世紀以来、大きな政治的・社会的影響力をもってきました。その伝統を引き継ぐかたちで現代もドイツ、フランス、イギリス等々では社会民主主義といわれる政党が単独、あるいは連立で政権を担っています。

アメリカの労働組合はトレード・ユニオンズです。そこから生まれた「雇用政策」がレイオフという首切り制度です。首切りは入社年次の低い若年労働者からおこなわれ、再雇用は入社年次の古い者順にこの制度です。これは労働組合と会社の労働協約にもとづきます。他方、ヨーロッパでは国家が前面に出る「福祉政策」のかたちをとります。ドイツでは一九八〇年代以降、ワークシェアリング（仕事の分かち合い）がおこなわれてきました。そのモデルがドイツ最大の自動車会社フォルクスワーゲンです。賃金率は引き下げず、週休三日にし、その分、雇用の拡大をはかるというものです。現代のドイツでは政労資の間で「雇用のための同盟」という政策がおこなわれています。フランスでは社会党政権になってから、政府主導で週三五時間労働制が法律で定められました。労働時間を減らすことによって、雇用をふやすとの政策です。

ドイツの「雇用のための同盟」、フランスの「三五時間労働法制」はともに失業者を目に見えるほどに減らすことに成功しておりません。一〇%台失業率がせいぜい九%台になった程度です。これに対し、失業率が猛烈に減ったのがアメリカ、イギリス、オランダです。この数年間で失業率はアメリカでは八%台が三%台に、イギリスでは一〇%台が同じく三%台に、オランダでは一〇%超が三%弱になったと諸統計は伝えていきます。

ドイツ、フランスでは政労資三者の必死の失業者減らしにもかかわらず、ITバブルという「繁栄」のなかでも失業率はめだつて低下せず、なぜアメリカ、イギリス、オランダでいちじるしく低下したのでしょうか。アメリカやイギリスの事例が話題にならず、オランダの事例が「オランダモデル」、「ポルダーモデル」として話題になるのでしょうか。

ITバブルが崩壊し「オランダモデル」はソロソロお陀仏かと思っていました。日本では大失業時代の到来とともに政労資がこぞつて「オランダモデル」を大々的に取り上げ始めています。ここに、「ワークシェアリング」のモデルが見られるというのです。それはかなりではありません。女性、中小労働者、パート労働者等の生活上に力をつくしている労働弁護士、組合活動家、評論家の間からも「オランダ・モデル」を持ち上げる動きが目立っています。というわけで、「なぜ今オランダモデルなのか」、「オランダモデルは日本の参考になるのか」について、これからわきおこるであろうワークシェアリングとの関連で考えてみます。

## 「オランダモデル」―五つの関心

「オランダモデル」をだれがいつ、どこで言い出したかは明らかではありません。日本で「オランダモデル」ブームに火をつけるきっかけをつくったのは昨年四月に発行された『オランダモデル』（日本経済新聞社）であることはまちがいありません。

筆者は日本貿易振興会（JETRO）に勤務し、九三年から四年間、オランダの首都アムステルダムに駐在した人物です。JETROは経済産業省の外郭機関で各国の税制、投資条件、労資関係の情報を集め企業に流します。企業はその情報を参考に海外投資をおこないます。JETROとはそうした性格と任務をもつ「政府機関」です。

なぜ今、「オランダモデル」なのでしょう。大きく五つの理由があげられています。

第一は、一九七〇年代後半一二％超の大失業国だったオランダが、今では三％台を切る「完全雇用」の国になった。したがって、オランダの雇用・失業対策は、日本でも参考に  
なるのでは、との願望です。

第二は、オランダのパート労働によるワークシェアリングは失業問題解決へのヒントを含んでいるのではないかと、その期待です。

第三は、オランダでは正規労働者とパート労働者は完全に平等で、雇用待遇が均等であることへの、羨望です。

第四は、正規、パートを自由に選択でき、これまで女性の専任事項とされた家事を男女が平等に分担するという「新しい生き方」、「ゆとりある生活」をオランダ・モデルから学びとれるのでは、との夢です。

第五は、働きたくても働けない女性にとつての、女性の雇用促進、そして社会進出への期待です。

『オランダモデル』の意図はオランダの労資関係はきわめて良好、その労資関係からして日本の参考になるといふものです。

（編集部・つづく）

## ◇読者からのおたより◇

リストラも「二極分解」二〇〇一年四月以降、急速に進行しつつあるリストラにおいて、労働者階層の分解が明確に表れてきた。大企業である松下電器産業（五千名）、東芝（一万八千名）、富士通（一万六千四百名）、日立（二万四千名）、NEC等々の希望退職者募集・早期退職優遇制度は恵まれた優遇制度、恵まれた退職金（会社都合退職金プラス年間基準内賃金の一・五―二・五年分）が支給される。このような「リッチ」なリストラにおいては、希望退職者が募集人員の一二〇％に達するという盛況ぶり。しかし、他方ではこれら大企業の周辺の企業、他方取引先の中小企業においては、退職金すら支払われないミレザブルなリストラが横行している。いまや、リストラのあり方をめぐって、リッチとプアとの階層分解が明らかになってきた。

（東京・S）

編集部より そうなんですよね。中小下請と大企業。日本の労働運動の弱さです。ムキダシの資本主義の発現で日本労働運動は原点からの出発です。

奈良県地域ユニオン発足 十一月五日、「奈良県地域ユニオン『さわやか』（略称・奈良さわやかユニオン）が発足。地域に密着した活動が期待されます。

（奈良・R）

編集部より いよいよ発足ですか。おめでと。発展祈ります。

ストップ報復戦争、アフガン民衆に救援を！ 米英のアフガン攻撃で毎日のように罪のない子供たち、市民が命をなくしています。国家による無差別爆撃は「国家テロ」、戦争です。テロと戦争の暴力の悪循環では、問題は解決しません。戦争反対の声を上げ、アフガン民衆に手をさし伸べましよう。罪のない子供たちや病人を飢えと寒さで死なせないために。

（神戸・K）

編集部より 山また山の国アフガニスタン。テレビで映し出される風景は破壊のあとばかり。かつての義和団事件、シベリア出兵を思い起こさせます。

**口蹄病・スクレイビー・狂牛病** 御無沙汰しております。送金遅れて申し訳ありません。今年一年、不況の嵐。長引く景気の低下！さらに口蹄病・スクレイビー・狂牛病と追い打ちを受け、肉関係はやぶれました。しかしそこは日本人、人の噂も何日とやらで、忘れやすいのいいところ。忘れる事で前に進む事も時には出来ます。だが、政治の無知・無策により倒産している焼肉店の続出！北海道では、中小の社長の自殺者も出している。許されるものではない。

（北海道・A）  
編集部より こんなメチャクチャな世の中なのに、『戦争熱』で小泉人気は持続。特殊法人改革の大事なところは天下り。だけどそれにはふれられないで「改革だ」「抵抗勢力だ」ばかり。そういう間に政治反動だけが進んでいます。まさに「戦争前夜」です。

**ストップ！ 学校給食民間委託** 新設の別府西小学校（二〇〇二年四月開校予定）を皮切りに、すべての学校給食を民間業者に任せるといふ計画を、加古川市と教育委員会が一方的に発表して以来、半年が過ぎようとしています。この計画に対し、不安、疑問、反対の声が日増しに高まっています。ことに実際に学校給食にかかわっている人たち、教師、栄養士、調理員や食を通して子供たちの教育を考えるグループ「給食ネットワーク加古川」「加古川学校給食をよくする会」をはじめ保護者の皆さんからも、「計画見直し」の声が相次いでいます。市議会の場でも、民間委託導入をめぐって「これまで十分な説明や検討がなされていない」などの意見が出されています。「食」の乱れが指摘され、安全で豊かな学校給食の重要性は増えています。倉敷市や浜松市のようにみんなの運動で民間委託計画を撤回させたところもあります。共に考え、共に行動しようではありませんか。

（加古川・G）  
**倒産** 今送られて来ている「社会通信」誌を停止して下さるようお願い致します。現在勤務している会社が倒産し、十二月末で全員解雇の方針が決定しました。つきましては、今後、購読の見通しが立たなくなりましたので。

（埼玉・O）  
編集部より 言葉がありません。ご健康を祈ります。しばらくサービスさせてもらいます。

**「勤労を 感謝したいが 職はなし」** 「勤労感謝の日」誰が誰に感謝するのやら… 最後に勝つのは労働者。向坂のとつあんでも言っていました。小泉改革で勤労国民・労働者の痛みは倍加して、巷には失業者が溢れそうです。NTTを見て、あれだけの大合理化なのに労働組合はなんの機能も果たさず、争議が起こる気配もない。国労もそんな労働組合の一員になり下がろうとしているし、我々の姿勢が問われている時です。労働者が最後に勝つのだろうか、それがいつの日なのか…。先は長いようであり、近いようでもあり、取りあえずはまともな労働組合をどれだけ再構築できるかでしょうか。

（東京・T）  
編集部より 多くの人々の共感を得る川柳ですね。電車の中でも身内のリストラの話が聞こえてくる時代となってしまいました。最後に勝つのは労働者。向坂先生言っておられました。そう、日本中が「勤労感謝の日」ということで「日の丸」をたて「祝っていた」あの日も。当時足を弱められた先生は、鷲宮のご自宅から銀座のレストラン資生堂まで車を飛ばしたんです。祝日の交通規制で車はのろのろ。その日は先生のご挨拶で始まった私どものささやかな二〇人弱の「結婚披露」。今日は、勤労感謝の日「誰が誰に感謝するんだ！」「日の丸のもと汗して働く労働者が、どんなに大きな犠牲を受けたことか…」と怒っていました。つづく岩井章さんも同趣旨。みんな私どもに関係なく言いたい放題。風変わりな「結婚の祝辞」が続きました。最後に司会のJさんは、「ご両親からも一言…」と振ったものだから大変…。私の父は「日の丸の祝日のよき日に…」と参りましたが、何か違うようで…」と挨拶、みな爆笑…。あれから三〇年、国際情勢、労働環境は大きく変わりました。あの頃は「最後に勝つのは労働者」と訴えるその声も弾んで聞こえましたが…

## 湾越えの橋とも霧に高々と

会議で東京湾の埋立地へ。休憩時間に窓から見た街路樹の紅葉が美しくかった。その先の霧の中にレインボーブリッジが高々とあつた。ふと「湾を越す橋」という連想が浮かぶ。気持ちりが張っているときにしか、こういう句はできないようだ。

（国労闘争団 田島 省三）